

いばらき しょうがいの ひとの けんりじょうれいをつくる かい
茨城に障害のある人の権利条例をつくる会

じょうれいあん
条例案

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(案)

前文

私たちが住む茨城県は、『常陸国風土記』でも「常世の国」と謳われたように、日本屈指の農業地帯で、県土の大半を平地が占めるという特色があり、そこに住む人は豊かな自然に生まれ、自分の夢や幸せを追い求めてきた。

しかし、障害のある人はこれまで障害のない人と対等な一人の人として、その生命、身体、意思が十分に尊重されてきたとはいえ、自分の夢や幸せの追求を諦めてきた。中には、十分な教育の機会が保障されず、入所施設や病院での生活を余儀なくされたことにより、そのための意欲や知識、判断力を十分に身につけられないまま年齢を重ねてしまう人もいる。

また、地域社会で生活を送るために誰もが必要となる福祉サービスの利用、医療、労働及び雇用、移動、教育、建物の利用、不動産、商品及びサービスの提供、情報提供、コミュニケーションなどについて、障害のある人は多くの制約を受けてきている。

人類は、差別と偏見に対峙してきた長い歴史があり、これを根絶することは至難である。かつて茨城県でも、障害のある人の尊厳を傷つけた悲惨な事例があったことを私たちは忘れてはいけない。しかし、それを軽減し、解消することは、茨城県民それぞれの、絶え間ない努力の積み重ねによって可能であると信じている。

この条例では、国連の障害者の権利条約に基づいて、障害のある人が障害のない人と対等な権利を有していることを確認するとともに、機械的、形式的な平等を保障するだけでなく、障害があることで受ける制約をなくするために必要な合理的な配慮をすべての県民に求めるものである。

もって、私たちは障害のある人と障害のない人が、お互いの存在を肯定し、安心してたのしく暮らしていける地域にしていくことで、共に自分の夢や幸せを追求できることを目指し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は障害および障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する権利を擁護し、差別を禁止するための基本理念を定め、県の責務ならびに市町村、県民および事業者の役割を明らかにし、福祉の増進を図りつつ、障害の有無にかかわらず誰もが個人の尊厳と権利が尊重され、住みなれた地域で

しゃかい こうせい いちいん しゃかいかつどう さんか きょうせいしゃかい
社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の

じつげん きよ もくてき
実現に寄与することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい しょうがい ひと しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい
第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、

はったつしょうがい なんびょう げんいん しょうがい た しんしん きのう しょうがい い か しょうがい
発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と

いう。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に

にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害があることにより、日常生活又

はしゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん
は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その

た いっさい
他一切のものをいう。

3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる

とくべつ じじょう ふきんとうたいぐう おこな また こうりてきはいりよ おこた
特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。

4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由と

して、くべつ はいじよも せいげん また じょうけん か た こと とりあつか
して、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課したり、その他の異なる取扱
いをすることをいう。

5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の

もと しょうがい ひと い し ひょうめい おこな こんなん ばあい かぎ
求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応

じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない

人と同等の機会及び待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を

行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、

物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になるものを除く。

(基本理念)

第3条 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、全ての障害のある人

が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜら

れ、障害のない人と同等の権利を有し、合理的配慮により社会の様々な分野に参加す

ることを前提として行うこと。

2 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、誰もが障害を有することと

なる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてではなく、障害

のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人とが

共に学び合い理解を深めることを前提としておこなうこと。

3 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の県民がそれぞ

れの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて

暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行うこと。

4 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害のある人

に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある

人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行うこと。

5 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、差別する側と差別される側

とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。

(県の責務)

第4条 県は、県民と共に、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）

にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別をなくし誰もが暮ら

しやすい地域づくりを推進する施策を総合的に策定し実施するものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、障害のある人が、地域の一人

として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努める

ことにより、障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。

2 県民等は、基本理念にのっとり、障害についての理解を深め、障害のある人に

対する不利益な取扱いの解消並びに県及び市町村が実施する障害についての理解

の促進及び障害のある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策への協力

に努めるものとする。

3 県民等は、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の

困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現

に寄与するよう努めるものとする。

4 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害のあることによる生活上の

困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。

(県と市町村との連携)

第6条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する

理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合には、当該市町村と連携す

るとともに、当該市町村に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な手続

きをとるものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その他

地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすため

の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(財政上の手続き)

だい8じょう ち じ しょうがい しょうがい ひと たい りかい ふか きべつ
第8条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための

し さく すいしん ひつよう ざいせいじょう てつづ
施策を推進するため、必要な財政上の手続きをとること。

だい2しじょう しょうがい ひと たい きべつ きんし
第2章 障害のある人に対する差別の禁止

きべつ きんし
(差別の禁止)

だい9じょう なんびと しょうがい ひと たい きべつ
第9条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益な

とりあつかい をしないこと又は合理的な配慮に基づき措置を行うことが、社会通念上

がいとう み はんい こ じんてきふたん ぶつてきふたんまた けいざいてきふたん た かど
該当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な

ふたん ばあい かし
負担になる場合においては、この限りでない。

ふくし ていきょう
(福祉サービスの提供)

だい10じょう しょうがいふくし かいごほけん た ふくし い か ふくし
第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉

サービス」という。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由と

して、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある

ひと いしまた かぞくなど いし しょうがい ひと いし かくにん こんなん
人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難であ

ばあい かし はん しょうがいしゃしえんしせつ た ふくし おこな しせつ にゅうしよ
る場合に限る。）に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所

にゅうきよ ふく また つうしよ きょうせい
(入居を含む。)又は通所を強制してはならない。

2 ふくし ていきょう おこな もの しょうがい ひと たい しょうがい ひと
2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の

せいめいまた しんたい あんぜん かくほ え ばあい きゃっかんてき せいとう
生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむ

え みと とくべつ じじょう ばあい のぞ ふくし ていきょう かん
を得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、

ふきんとうたいぐう おこな また こうりてきはいりよ おこな
不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

きょういく (教育)

だい11じょう きょういくいいんかいおよ こうちょう きょういん た きょういくかんけいしよくいん しゅうがく かん
第11条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、

しょうがい りゆう つぎ かくごう かか こうい
障害を理由として、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) しょうがい じどう せいとおよ ほごしゃ たい ひつよう じょうほうていきょう おこな
障害のある児童・生徒及びその保護者に対して必要な情報提供を行わない
こと。

(2) しょうがい じどう せいとおよ ほごしゃ いけん そんちょう しょうがい じどう
障害のある児童・生徒及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある児童・

せいとおよ ほごしゃ あいだ がっこうきょういく ば ひつよう しえんとう
生徒及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について

こういけいせい はか
合意形成を図ろうとしないこと。

2 きょういくいいんかいおよ こうちょう きょういん た きょういくかんけいしよくいん がっこうきょういく ば
教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場におい

しょうがい じどう せいと ねんれいおよ のうりよく おう とくせい ふ
て、障害のある児童・生徒が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえ

じゅうぶん きょういく う しょうがい じどう せいと たい きゃっかんてき せいとう
た十分な教育を受けられるよう、障害のある児童・生徒に対して、客観的に正当

え みと とくべつ じじょう ふきんとうたいぐう おこな また
かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又

こうりてきはいりよ おこな
は合理的配慮を怠ってはならない。

3 しょうがい じどう せいと う い きょういくきかん かんけいきかん れんけいとう つう
障害のある児童・生徒を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通

じて、必要な^{ひつよう}介助^{かいじょ}、医療的^{いりょうてき}ケアの充^{じゅうじつ}実^{はか}が図られるようにすること。

4 県は、障^{けん}害^{しょうがい}のある人^{ひと}もない人^{ひと}も共^{とも}に生^いきる地^ち域^{いき}づくりの推^{すい}進^{しん}に果^はたすべき教^{きょう}育^{いく}

の役^{やく}割^{わり}の重^{じゅう}要^{よう}性^{せい}にかんがみ、障^{しょう}害^{がい}のある児^じ童^{どう}・生^{せい}徒^とが障^{しょう}害^{がい}のない児^じ童^{どう}・生^{せい}徒^とと共^{とも}に

まな^{まな}ぶ、必^{ひつ}要^{よう}な教^{きょう}育^{いく}を受^うけることができるよう、教^{きょう}育^{いく}の支^し援^{えん}体^{たい}制^{せい}の整^{せい}備^び及^{およ}び充^{じゅう}実^{じつ}に努^{つと}めるものとする。

らうどうおよ ころう
(労働及び雇用)

だい12じょう じぎょうぬし しょうがい ひと たい とうがいしょうがい ひと ころりてきはいりよ
第12条 事業主は、障^{しょう}害^{がい}のある人^{ひと}に対して、当^{とう}該^{がい}障^{しょう}害^{がい}のある人^{ひと}が合^{ごう}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りよ}をな

されてもなおその業^{ぎょう}務^むを適^{てき}切^{せつ}に遂^{すい}行^{こう}することができない場合^{ばあい}その他^たの客^{きゃ}観^{くわん}的^{てき}に正^{せい}当^{とう}

かつやむを得^えないと認^みめられる特^{とく}別^{べつ}な事^じ情^{じょう}がある場合^{ばあい}を除^{のぞ}き、次^{つぎ}に掲^かげ各^{かく}号^{ごう}につい

て不^ふ均^{きん}等^{とう}待^{たい}遇^{ぐう}を行^{おこな}ってはならず、又^{また}は合^{ごう}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りよ}を怠^{おこた}ってはならない。

(1) らうどうしゃ ぼしゅう さいよう
(1) 労働者の募集もしくは採用

(2) ちんぎん
(2) 賃金

(3) らうどうじかん きゅうけい きゅうじつおよ ねんじゅうきゅうきゅうか
(3) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇

(4) しょうしん はいちてんかん きゅうしよくおよ ふくしよく
(4) 昇進、配置転換、休職及び復職

(5) くんれんおよ けんしゅう
(5) 訓練及び研修

(6) ふくりこうせい
(6) 福利厚生

(7) かいこ
(7) 解雇

(8) その他の労働条件

(医療の提供)

第13条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、医療を受けるよう強制してはならない。

2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

3 障害を理由として、障害のある人が希望しない入院による医療を受けることを強制し、又は隔離してはならない。

(商品及びサービスの提供)

第14条 商品及びサービス（第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。）の提供者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、

のぞ しょうひんおよ いてきょう かん ふきんとうたいぐう おこな また
除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は

ごうりてきはいりよ おこな
合理的配慮を怠ってはならない。

こうきょうこうつうきかん りよう (公共交通機関の利用)

だい15じょう しょうがい ひと ふとくてい たすう もの りよう きょう
第15条 障害のある人が不特定かつ多数の者の利用に供されている

こうきょうこうつうきかん りよう ばあい しょうがい ひと たい たてもの た しせつ
公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して、建物その他の施設の

こうぞうじょうまた こうきょうこうつうきかん しゃりょうとう こうぞうじょう え みと ばあい しょうがい
構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障害

のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の

ごうりてき りゆう ばあい のぞ しょうがい りゆう ふきんとうたいぐう おこな
合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不均等待遇を行ってはならず、

また ごうりてきはいりよ おこな
又は合理的配慮を怠ってはならない。

たてもの りよう (建物の利用)

だい16じょう たすう もの りよう きょう けんちくぶつ しょううしゃ かんりしゃまた せんゆうしゃ しょうがい
第16条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害

のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当か

つやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、

ふきんとうたいぐう おこな また ごうりてきはいりよ おこな
不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

い し かくにん (意思の確認)

だい17じょう しょうがい ひと にちじょうせいかつとう いとな うえ ひつよう いしひょうじ おこな ばあい
第17条 障害のある人が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合に

において、^{せいとう りゆう}正当な理由なく、^{しょうがい りゆう}障害を理由として、^{ふきんとうたいぐう おこな}不均等待遇を行ってはず、^{また}又は合理的配慮を^{ごうりてきはいりよ おこな}怠ってはず。

^{じょうほうていきょう} (情報提供)

第18条 ^{しょうがい}障害のある人から^{じょうほう ていきょう}情報の提供を求められた場合において、^{しょうがい}障害のある人に対して、^{とうがいじょうほう ていきょう}当該情報を提供することにより^{ほか}他の者の^{けんりりえき しんがい}権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合^{みと}その他の^{ばあい}合理的な理由がある場合を除き、^{しょうがい りゆう}障害を理由として、^{ふきんとうたいぐう おこな}不均等待遇を行ってはず、^{また}又は合理的配慮を^{ごうりてきはいりよ おこな}怠ってはず。

2 多数の者に対して^{じょうほう ていきょう}情報の提供又は^{はっしん}発信を行う者は、^{しょうがい}障害のある人に対して、^{しょうがい}障害のある人が^う受けることができる^{しゅだん}手段による^{じょうほう ていきょう}情報の提供又は^{はっしん}発信を行うことに^{いちじる}著しい^{ししょう}支障がある場合^たその他の^{きゃっかんてき}客観的に^{せいとう}正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、^{とうがいじょうほう ていきょう}当該情報の提供又は^{はっしん}発信に関し、^{ふきんとうたいぐう おこな}不均等待遇を行ってはず、^{また}又は合理的配慮を^{ごうりてきはいりよ おこな}怠ってはず。

3 ^{しょうがい りゆう}障害を理由として、^{しょうがい}障害のある人が^{じょうほう ていきょう}情報の提供をするときに、^{ふきんとうたいぐう}不均等待遇を行ってはず、^{また}又は合理的配慮を^{ごうりてきはいりよ おこな}怠ってはず。

^{ふどうさん} (不動産)

第19条 ^{ふどうさん}不動産の^{ばいきゃくも}売却若しくは^{ちんたい}賃貸、^{ちんしゃくけん}賃借権の^{じょうとも}譲渡若しくは^{ちんしゃくぶつ}賃借物の^{てんたい}転貸を行

ばあいにおいて、しょうがいのある人又はしょうがいのある人と同居する者に対して、しょうがいを

りゆうとして、ふきんとうたいぐうを行ってはず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

第3章 しょうがいのある人に対する差別をなくすための施策

第1節 しょうがいのある人の相談に関する調整委員会

(いいんかいのせっち)

第20条 しょうがいのある人に対する差別をなくすための施策を推進し、しょうがいのある人

に対する差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)を解決するため、しょうがいの

ある人の相談に関する調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(しよしょうじむ)

第21条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 対象事案について、助言又はあっせんを行うこと。

(2) 次節に規定する相談体制に関する重要事項を調査審議すること。

(3) 第30条第2項及び第31条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(いいんかいのそしき)

第22条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

いいんかい いいん にんめいとう
(委員会の委員の任命等)

だい23じょう いいんかい いいん ちじ にんめい
第23条 委員会の委員は、知事が任命する。

2 いいんかい いいん つぎ かが もの こうせい
2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) しょうがい ひと
(1) 障害のある人

(2) しょうがい ひと かぞく
(2) 障害のある人の家族

(3) しょうがい ひと かんけい だんたい だいひょう もの
(3) 障害のある人に関する団体を代表する者

(4) いりょう ほけん ふくし きょういくおよ こよう かん ぎょうむ おこな かんけいきかんおよ みんかんだんたい
(4) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体

だいひょう もの
を代表する者

(5) がくしきけいけんしゃ
(5) 学識経験者

(6) たちじ ひつよう みと もの
(6) その他知事が必要と認める者

3 いいんかい いいん にんき ねん ほけつ いいん にんき ぜんにんしゃ
3 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の

ざんにんきかん
残任期間とする。

4 いいんかい いいん さいにん
4 委員会の委員は、再任されることができる。

5 ちじ いいんかい いいん しんしん こしょう しょくむ しっこう みと ばあいまた
5 知事は、委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又

いいんかい いいん しょくむじょう ぎむいはん たいいんかい いいん てき ひこう みと
は委員会の委員に職務上の義務違反その他委員会の委員に適しない非行があると認

ばあい ひめん
める場合においては、これを罷免することができる。

いいんちょうおよ ふくいいんちょう
(委員長及び副委員長)

第24条 ^{だい24じょう} 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によってこれを
定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

第25条 ^{だい25じょう} 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決を
することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決
するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長は、委員長
とみなす。

5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に関する

事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案につ

いては、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、

会議に出席し、発言することができる。

しょういんかい
(小委員会)

第26条 委員会は、委員会における付議事項中特定の事項について事実の調査をし、

又は細目にわたる審議を行うため、小委員会を設けることができる。

(守秘義務)

第27条 委員会の委員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏ら

してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第28条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

第2節 障害のある人の相談に関する相談体制

(特定相談)

第29条 何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談（以下

「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。

(2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。

(3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(4) 第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。

ちいきそうだんいん
(地域相談員)

だい30じょう ちじ しゃかいてきしんぼう しょうがい ひと ふくし そうしん ねつい
第30条 知事は、社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と

しぎけん も もの ちじ とく てきとう みと もの ぜんじょうだい2こうかくごう
識見を持っている者であって、知事が特に適当と認めるもの者に、前条第2項各号に

かか ぎょうむ ぜんぶまた いちぶ いたく
掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 ちじ ぜんこう いたく おこな あ いいんかい いけん き
知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かな
なければならない。

3 だい1こう きてい いたく う もの ちいきそうだんいん しょう
第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。

4 ちいきそうだんいん じょうれい もと しょくむじょうし ひみつ も
地域相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはな
らない。その職を退いた後も、同様とする。

こういきせんもんそうだんいん
(広域専門相談員)

だい31じょう ちじ つぎ かか ぎょうむ てきせい かくじつ おこな もの
第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことのできる者を、

こういきせんもんそうだんいん いしよく
広域専門相談員として委嘱することができる。

(1) ちいきそうだんいん たい しどうおよ じょげん
地域相談員に対する指導及び助言

(2) とくていそうだん じれい ちょうさけんきゅう
特定相談のあった事例の調査研究

(3) だい29じょうだい2こうかくごう かか ぎょうむ
第29条第2項各号に掲げる業務

(4) だい33じょうだい3こう きてい ちょうさ
第33条第3項の規定による調査

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 広域専門相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3節 対象事案の解決のための手続

(助言又はあっせんの申立て)

第32条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

3 前2項の申立ては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)その他の法令に基づき不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第33条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係

る事実の調査を行うものとする。

2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。

4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。

5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に関係する者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。

6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、その調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言又はあっせん)

第34条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てがあったときは、委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

(1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないと認めるとき。

3 委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

4 委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、

対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第35条 委員会は、対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾しない場合、

知事に対して、当該対象事案関係者に対する当該助言案又は当該あっせん案の受諾の

勧告を行うよう求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告をおこなうものとする。

(公表)

第36条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第37条 知事は、第35条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

(助言又はあっせんの手続の終了)

第38条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

(1) 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。

(2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

2 いいんかい じょげんまた はあっせんの手続が 終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策

(表彰)

第39条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。

(県民の理解と関心の増進)

第40条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第5章 障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり

推進会議

(推進会議の設置)

だい41じょう しょうがいおよ しょうがい ひと たい りかい ふか さべつ とりくみ
第41条 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を

すいしん しょうがい ひと ひと とも あゆ しあわ く いばらきけん
推進するため、障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり

すいしんかいぎ い か すいしんかいぎ お
推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

かいぎ
(会議)

だい42じょう すいしんかいぎ つぎ かか じこう かん きょうぎ おこな
第42条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、協議を行うものとする。

(1) たいしょうじあん はっせい げんいんおよ はいけい しゃかいてきしょうへき かん じこう
対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項

(2) しょうがいおよ しょうがい ひと たい りかい ふか さべつ とりくみ にな じんざい
障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材

いくせい かん じこう
の育成に関する事項

(3) この じょうれい せこう じょうきょう かん じこう
条例の施行の状況に関する事項

(4) ぼうさい ぼうはん
防災、防犯

(5) せんきょ
選挙

(6) しほうてつづ
司法手続き

(7) ちいきせいかつ
地域生活

(8) バリアフリー

(9) たしょうがいおよ しょうがい ひと たい りかい ふか さべつ ひつよう
その他障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な

じこう
事項

2 けん ぜんこう きてい すいしんかいぎ の いけん そんちょう
県は、前項の規定により推進会議が述べた意見を尊重しなければならない。

すいしんかいぎ いいん こうせい
(推進会議の委員の構成)

だい43じょう すいしんかいぎ いいん つぎ かが もの こうせい
第43条 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) しょうがい ひとまた かぞく た かんけいしゃ そしき だんたい だいひょう もの
障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
- (2) いりょう ほけん ふくし きょういくおよ こよう かん ぎょうむ おこな かんけいきかんおよ みんかんだんたい
医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を

だいひょう もの
代表する者

(3) がくしきけいけんしゃ
学識経験者

(4) こうぼ けんみん
公募による県民

2 すいしんかいぎ いいん にんき 3ねん ほけつ いいん にんき ぜんにんしゃ
2 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の

ざんにんきかん
残任期間とする。

ざちようおよ ふくざちよう
(座長及び副座長)

だい44じょう すいしんかいぎ ざちようおよ ふくざちよう お すいしんかいぎ いいん ごせん きた
第44条 推進会議に座長及び副座長を置き、推進会議の委員の互選によってこれを定
める。

ぶんかかい
(分科会)

だい45じょう すいしんかいぎ とくてい ぶんや だい42じょうだい1こうかくごう かが じこう
第45条 推進会議に、特定の分野における第42条第1項各号に掲げる事項を

ちようさしんぎ ぶんかかい お
調査審議するため、分科会を置く。

2 ぜんこう ぶんかかい かいさい こうせいおよ うんえい かん ひつよう じこう ざちよう すいしんかいぎ ほか
2 前項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って

さだ
定める。

だい6しょう ざっそく
第6章 雑則

きそく いにん
(規則への委任)

だい46じょう このじょうれい さだ
第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則
で定める。

ばっそく
(罰則)

だい47じょう だい27じょうおよ だい30じょうだい4こうまた だい31じょうだい3こう きてい いはん ひみつ
第47条 第27条及び第30条第4項又は第31条第3項の規定に違反して秘密を
漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

ふそく
附則

せこうきじつ じょうれい へいせい とし つき ひ せこう だい3しょうだい1せつ
(施行期日)1 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。ただし、第3章第1節
の規定は、公布の日から施行する。

てきよう だい29じょうおよ だい32じょう きてい へいせい とし つき ひ い こ
(適用) 2 第29条及び第32条の規定は、平成〇〇年〇月〇日以後になされた
差別に係るものについて適用する。

みなお しょうがいおよ しょうがい ひと たい りかい ふか さべつ
(見直し) 3 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための
施策については、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等

を^{かんあん}勘案し、その^{ぜんぱん}全般に^{かん}関して^{けんとう}検討が^{くわ}加えられ、その^{けっか}結果に^{もと}基づき、^{ひつよう}必要な^{みなお}見直しが行^{おこな}われるものとする。